



この会報は、共同募金の配分を受けて発行されています。

平成28年12月末日 発行

やまびこ

No.243

発行

公益社団法人
埼玉県手をつなぐ育成会
理事長 村山 勇 治

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-15-3 母子福祉会館内
Tel. 048-833-0444 Fax. 048-833-0400
E-mail:saitama@ikuseikai.jp
ホームページ http://saitama.ikuseikai.jp

定価50円
(購読料は
会費に含む)



障害者差別解消法 施行に思う



理事長
村山 勇 治

会員の皆様には輝かしい新年をお迎えになったことと存じます。

昨年4月に国民や行政機関、事業所に対し、障がい者への差別の禁止と合理的配慮を求める法律が施行されました。

差別と言うとちよつと古い話になりますが、今から35年ほど前の昭和55、56年のことです。

秩父のある農村部の町内に、知的障がい者(当時は精神薄弱者と言いました)の入所施設の建設計画の為に、主催者が開いた住民説明会で発せられた言葉が今でも忘れることができません。

この日の説明会までにすでに2か所の候補地が不調になっていましたが、今回は土地の目途が立ち有力な支援者もいるので、発起人の一人として立ち会った私は、今度こそと期待を込めて見守っていました。そこで一人の男性が立ち

上がり、「ウチには年頃の娘がいる。そんな連中ばかりの施設が近所に来た日には、何をされるかわからない。俺は絶対反対だ。」

この地での説明会から、さらに3か所反対運動に晒され、4年後ようやく現在の市有地に建設されましたが、計画されてから足掛け10年が過ぎていました。

この時代には、埼玉県内の鳩山村で自閉症専門施設の建設の賛否を問う住民投票が行われ、否決されたことなどがあつたことはまだ記憶に新しいところです。

まさにあれから30年余り、国際権利条約批准により、国内では度重なる障害者基本法の改正を促し、関係法の整備が進んで、地域であからさまな反対運動は少なくなつたように思います。

とは言え、昨年世の中を震撼させた相模原市やまゆり園で起きた殺傷事件で、容疑者が口にした「障がい者は不幸をもたらす価値のない存在」と言う、偏見と歪んだ価値観は少数ながら潜在していることが明らかになりました。

こうした内面的な課題は、法律が施行されたからと言って直ちになくなるものとは思えず、その時

代の社会情勢とも大いに関係しています。「手をつなぐ」9月号に毎日新聞社の野澤さんはこう述べています。

『格差社会の底辺では、社会に対する不信や鬱屈した感情を抱えている人は多い。重度障がい者への歪んだ価値観を培養する社会的素地は無視できない。』

私たちは重度障がい者をネガティブなものとする考え方を乗り越え、新しい価値観を生み出すものを見つけないといけない。価値のない命など一つもない。その輝きに気づいていないだけなのだ。』

こうした背景のもとに施行された法律を契機として、社会的障壁とは？ 差別とは？ 合理的配慮とは？ の議論がいたるところで喚起されることに期待したいと思います。



権利擁護推進事業部主催研修会 に参加して

栃木県手をつなぐ育成会会長

小島 幸子

「地域生活支援拠点」について —ころはの「5」から—

勉強しましょう！—

日時 平成28年8月22日(月)

10時～12時

会場 埼玉県県民健康センター
大会議室B

講師 又村 あおい氏

(全国手をつなぐ育成会連合会
政策センター委員・手をつなぐ編集委員、
公益社団法人日本発達障害連盟
J-Lニュース編集長)

埼玉県の手をつなぐ育成会の皆さん、こんにちは。栃木の育成会で全育連の政策センター委員もしている小島です。去る8月22日に開催された又村あおいさんの研修会と一緒に参加させていただきました。その感想を書かせていただきます。
又村さんの方からまず、地域生活支援拠点が議論されてきた背景について説明がありました。始まりは総合支援法の付帯決議からでした。障害者の高齢化・重度化も深刻になっていて「親亡き後」の

心配も絶えることない私たちの現状です。そこで国は検討会を開催し、関係団体からヒアリングを行い地域における住まいの場のニーズをまとめ、住まいの場にどのようなものが欲しいか？をまとめました

その検討会で提案された地域生活支援拠点には4つのタイプがあります。4つのなかでも現在、全国で考えられている9割近くは面的整備のタイプです。この面的整備は建物としての拠点は置かず今ある事業所が協力をしあいながら地域のニーズに対応するということとなりますので、当然、市区町村がコンセプトをもつことが必要です。また、緊急の時にどこに電話したらいいかを明確にしていなければなりません。

次に地域生活支援拠点の整備に向けた議論のポイントについてお話がありました。

「金がないなら知恵を出す」ということで子ども・子育て支援制度や介護保険制度の活用なども含めた説明がありました。

最後に、地域生活支援拠点の完成図を関係者で共有することが大事であり、工程表を作ってもらい

ましよう。そして「私たちの地域に何のサービスが足りないか？」を育成会が能動的に動き市区町村に伝えることが重要で、と又村さんは締めくくりました。



講師：又村あおい氏
事例を交えた分かりやすいお話がありました。ありがとうございました。



当日は「テレビ埼玉」の取材も入り、ニュースでも取り上げられました。

さいたまみんなの会 「本人活動」だより

長瀬観光ツアー

開催日 平成28年9月11日(日)

会場 長瀬市内

参加人数 本人12名、支援者等6名

長瀬市内にて初の観光ツアーを実施しました。宝登山山頂へロープウェイに乗り、帰りはのんびりと散策しながら下山しました。

お昼を挟んだ午後には荒川のラインくだり。迫力満点の素晴らしい体験をすることができました！

乗馬体験

開催日 平成28年10月23日(日)

会場 光前牧場(東松山市)

参加人数 本人7名、支援者等6名



乗馬体験の様子
お天気にも恵まれました！



長瀬ツアーメインイベント、
迫力満点のラインくだり！

「障害基礎年金」についての研修会
に参加して

川越手をつなぐ育成会

吉野 佐恵子

「障害基礎年金」について
「知らずに損をしないために、
学齢期から準備しておくこと」

日時 平成28年11月24日(木)

10時～12時

会場 ウェスタ川越 活動室1

講師 安部 敬太氏(社会保険労務士)

息子に障がいがあると分かっ
てからずっと、「親がいる間はよいが
いなくなつた後この子は幸せで
いられるのかな?」と考えます。何
を残しておいたらいいのか? 息子
は何を残しておいてほしいのか?

一人でできることを少しでも多
く増やしておく、とか。彼の理解
者を一人でも多く、とか。彼を認
めてもらえる地域づくり、とか。
安心して託して逝ける制度、とか。
…なんて果てしなく不確実なのか。
今回の研修会の案内をいただいた
時、これは絶対に必要だ、と申
し込みました。

当日は、11月だというのに、雪

が積もる生憎の天気でしたが、私
と同じ気持ちなのか? 多くの参
加者が集まり、みんな熱心にお話
を聞きました。

・医師の診断書の内容が重要であ
ること。

・医師に本人の実態を伝えるため
に、先ず、親がまとめておくこ
と。その際には、「本人が完全
に一人でできるか」を考え、む
しろ、できないことをあげてい
くぐらいがよいこと。

・期限を厳守することよりも、提
出書類をきちんと整えること。
(期限を過ぎてても遡つて支給さ
れるそうです)

一度に揃えるのは大変そうで
す。事前に準備しておかないと(息
子のできないところを数えるの
は、辛い作業になりそうですが…)

講師の安部先生には沢山の資料
をご用意いただき、ありがとうございます。
お話を聴きながら、感じた
ことは、「この先生は私たちの味
方だ」ということです。
困った時、相談できる人がいる
のは、不安感を減らしてくれます。
また、こんな機会があったら、
参加したいです。

平成28年度

障害者社会参加推進事業
生活訓練事業 実施報告

開催日 平成28年11月3日(祝、木)

会場 ふじ学園園庭

実施会 上尾市手をつなぐ親の会

「防災フェスティバル」に参加して

上尾市手をつなぐ親の会

副会長 菊池 波江

11月3日、ふじ学園園庭(一部
室内)にて参加者141名で防災
フェスティバルが行われました。

天候にも恵まれ、上尾市危機管
理防災課・上尾西消防署のご協力
をいただき、地震・煙・消火・救
急法(AED)の体験コーナーを
順番に体験できるように設けられ
ていました。

地震を再現できる体験車に5人
ずつ乗り、「ガタ! ガタガタ」と
いきなり大きく揺れると平気な顔
をしている人、「こわい」と声を
出した人もいました。震度は6弱
の設定でした。また、車椅子の場
合、ロックを掛けていても動くこ
とが分かりました。訓練と分かっ
ていても恐怖を感じました。

体験が終わると、昼食は非常用

備蓄品アルファ米でカレーを食
べました。50人分のご飯がお湯を注
いで15分で炊き上がる非常食です。
貴重な体験のできた1日でし
た。防災に対する意識を高め、普
段から心がけていく必要があると
思いました。

参加者の感想

【地震体験車】

○揺れを覚悟していたので恐怖は
なかったが、実際家の中で起き
たらと思うと怖かった。

【煙体験】

○先が見えなく、喉に痛みを感じた。
○身体を低くすることが大事だと
思った。

【AEDの使用法】

○思ったより力が必要だと感じた。
○実際に、手順通り同じようにで
きるのか不安。



消火器を使つての消火体験

虐待はなぜ減らない？

副理事長 高野 淑恵

平成 28 年 10 月 16 日に、埼玉県白岡市立小学校で特別支援学級の男性教諭(54 歳)が 4 年生児童に対する傷害容疑で逮捕されました。学級の児童はわずか 4 人。道徳の授業で男性教諭は DVD を見せていました。生理的欲求を訴えることもできず、我慢できなくなってお漏らしをしてしまった児童にこの教諭は腹を立て激高し、拳で数回この児童の顔を殴りつけました。その後、手当すら受けさせずに授業を続けていました。下校時間になって、児童が口元から血を流しているのを他の教諭が見つけたことで事件が発覚しました。お漏らしをしたので「腹を立て顔面を殴ってしまった」と供述していますが、児童はあごを骨折する大怪我でした。泣くこともできず、他の先生に訴えることもできず、痛みを堪えていた児童の心の内を思うと悲しくて切ないです。この男性教諭は、教諭として失格であるばかりか、その前に人間として失格です。逮捕直後にも謝罪の言

二〇一六年十二月末日発行(二四三号)

葉さえありませんでした。この教諭にこそ「道徳」教育が必要です。

「障害者虐待防止法」が施行されたのは平成 24 年 10 月 1 日。4 年以上経った今もこうした虐待は後を絶ちません。この法が成立したとき、「病院」と「学校」がこの法律の有効範囲から除外されていることに多くの親たちが疑問を感じました。特別支援学級や特別支援学校に自分の子どもを通学させていた親なら、「学校」という教育の現場にどれだけたくさん暴力や虐待があったかをよく知っています。「こういう親だからこういう子が生まれる」という許しがたい教諭の暴言を耳にしたこともありました。『特別に支援する』学級であり学校であるはずの現場を『聖域化』するべきではありません。そもそも、児童福祉や障害福祉に心のない人が教職に就くべきではないのです。

大学の教職免許取得科目から見直してもらいたいものです。教育学の理論だけでは血の通った支援のできる教員は育ちません。虐待を防止するには、虐待が人間として絶対に許されないということを頭だけでなく、その人の人間性の

中にしっかりと揺るぎなく保つことのできる人間を育てていくことが重要であり、大切であると思うのです。

人は善悪両方の心を持って生まれ、その葛藤の中で自分を形成していきます。自分を律する力があれば、簡単にダークサイドに落ちていきます。障がいのある子どもを拳で殴るこの教諭のようにです。「虐待防止法」の見直しを求める時期ではないでしょうか。



あとがき

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

普段は社寺に行くことは少ないのですが、初詣では行かないかと思う小市民です。

かけがえのない暮らしが平穏でありますようにと願う年頭です。

《広報部 大森》

公益社団法人 埼玉県手をつなぐ育成会

生活サポート総合補償制度

AIUの普通傷害保険(知的障害者等福祉団体傷害保険特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット)

2016年度版

知的障害児者・自閉症児者のための

被保険者
(補償の対象者)

知的障害児者または自閉症児者をご加入できます。

補償期間
(保険のご契約期間)

2016年4月1日から
1年間

掛金

入院 2 日目から補償プランB/
掛金… 23,000 円(保険料 19,810 円)

入院 4 日目から補償プランA/
掛金… 17,000 円(保険料 14,810 円)

詳細は取扱代理店にお問い合わせいただくか、専用のパンフレットをご参照ください。また、ご契約に際しましては、事前に重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずお読みください。引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

■担当代理店 株式会社 ジェイアイシー

〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-11 新宿三井ビル2号館2F
TEL: 03-5321-3373 FAX: 03-5321-4774
受付時間: 午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

■引受保険会社 AIU損害保険株式会社 東京第2支店

〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階
TEL: 03-6894-9110 http://www.aiu.co.jp
受付時間: 午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会

連絡先はTEL又はホームページにてご確認ください。
TEL: 03-5577-6351
http://www.zensapo.jp
加入窓口は全国の全国知的障害児者生活サポート協会
傘下の各都道府県団体の事務局となります。

(A-000628 2018-03)